

群馬県子ども・若者支援協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）で定める社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、群馬県子ども・若者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関する事項
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関する事項
- (3) 市町村が行う社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に係る支援に対する支援・協力に関する事項
- (4) その他社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「構成機関」という。）をもって構成する。
ただし、必要に応じ見直すことができる。

(組織)

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、群馬県生活こども部私学・青少年課長をもって充てる。
- 3 協議会は、座長が招集し開催する。また、必要に応じ議題に関連する構成機関のみをもって開催することができる。
- 4 座長は、協議会をより効果的に運営するため、必要に応じ座長以外の者に会議を主宰させ、または構成機関以外の者に対し必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、群馬県生活こども部私学・青少年課に置く。

(秘密保持事務)

第6条 協議会の構成機関及び会議に参加した者は、法第24条に規定する秘密保持義務を負う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年8月15日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

- 6 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、令和6年8月15日から施行する。
- 12 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第三条関係）

教育	県教育委員会義務教育課 県教育委員会高校教育課 県教育委員会特別支援教育課 県教育委員会生涯学習課 県教育委員会総合教育センター
保健福祉・医療	県児童福祉課 県地域福祉課 県障害政策課 県女性相談支援センター 県中央児童相談所 県利根沼田保健福祉事務所 県こころの健康センター 県発達障害者支援センター 医療法人同人会みどりクリニック 群馬県社会福祉協議会
矯正・更生保護	法務省前橋保護観察所 法務省前橋少年鑑別所 群馬県警察本部子供・女性安全対策課
雇用	群馬労働局職業安定課 県労働政策課 ぐんま若者サポートステーション
人権擁護	法務省前橋地方法務局
育成支援	公益財団法人群馬県青少年育成事業団 県私学・青少年課